

高槻市 PTA 協議会 ホームページバナー広告募集について

高槻市 PTA 協議会のホームページへのバナー広告を募集しています。当ホームページは主に、高槻市立の幼稚園・認定こども園・小・中学校の PTA 会員がアクセスします。広告を掲載していただくことで、アクセス者の広告主への関心や親近感が高まります。

広告の掲載位置

- ・高槻市 PTA 協議会ホームページのトップページに掲載します。
- ・掲載位置は申し込み順に左上から配置します。

広告の規格

- ・大きさ：幅 240 ピクセル、高さ 60 ピクセル
- ・容量：100KB 以下
- ・ファイル形式：JPEG 形式、PNG 形式、GIF 形式の画像ファイル

広告料

広告 1 件につき年額 20,000 円。広告掲載期間は、原則として 1 年間（更新可能）。

募集期間

随時

広告内容の審査

広告の内容について、高槻市 PTA 協議会が定める基準に基づき審査があります。

掲載までの流れ

1. 高槻市 PTA 協議会ホームページの“問い合わせフォーム” → “協賛問い合わせ” からご連絡ください。広告掲載申込書を返信いたします。
2. 広告掲載申込書に必要事項を記入のうえ、高槻市 PTA 協議会までお送りください。
E メール、FAX、郵送いずれの方法でも結構です。
3. お申込み後、1 か月程度で掲載選定結果をお知らせします。
4. 掲載決定後、バナー広告の原稿（画像ファイル）を提出してください。
5. お送りする納入通知書で広告料を指定する日までにお支払ください。
6. 広告料の納入が確認できましたら、掲載を開始いたします。
7. 掲載開始日に、ホームページに掲載されたことをご確認ください。

※「高槻市 PTA 協議会広告等掲載要領」を必ずご覧ください。

高槻市 PTA 協議会広告等掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高槻市 PTA 協議会が運営するホームページに広告を掲載することにより、財源を確保し、本システムの充実と利用者の負担軽減に寄与するために必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 高槻市 PTA 協議会ホームページに掲載する広告は、バナー広告（高槻市 PTA 協議会ホームページ内に表示される広告画像で、掲載者の指定する WEB ページにリンクするものをいう。）とする。

(広告の掲載位置及び枠数)

第3条 高槻市 PTA 協議会ホームページにおいて広告を掲載する位置及び広告の枠数は、高槻市 PTA 協議会会長（以下「会長」という。）が定める。

(掲載可能な広告等の範囲)

第4条 次のいずれかに該当する広告等は掲載できない。

- (1) 要綱第 3 条、高槻市広告事業実施要綱及び高槻市広告掲載基準を逸脱するもの
- (2) 運営責任者が高槻市 PTA 協議会であること、及び閲覧者の多くが高槻市立学校園の保護者であることに不適であるもの
- (3) 教科書図書の発行者
- (4) 高槻市 PTA 協議会の運営に支障をきたすと会長が判断したもの
- (5) その他、会長が不適と認めたもの

(広告掲載の決定)

第5条 広告の掲載申し込みがあったときは、理事会で内容を審査した後、会長が広告の掲載の可否を決裁する。

会長は、前項の規定により掲載の可否を決裁したときは、申込者に対し、その決定の内容を通知する。

(その他)

第6条 この要領に定めるものの他に広告等の掲載に関し必要な事項は、会長が定める。

付則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。